

豊田市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から出される一般廃棄物及び資源（以下「ごみ等」という。）を豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項第5号及び豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和60年規則第22号。）第2条で設置された所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者等に対し、市長が戸別ごみステーションを設置し、ごみ等の収集支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ふれあい収集」とは、次条に規定する者に対する、条例第13条第1項に定めるごみ等の適正処理のための戸別収集をいう。

(対象者等)

第3条 ふれあい収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自動車等の交通用具が使用できず、独力でごみ等を出すことが困難である者とする。

- (1) 要介護認定者1号及び2号の要介護認定を受けている別表に示すひとり暮らしの者
- (2) 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の所有者で別表に示すひとり暮らしの者
- (3) 世帯員全員が、前2号に該当する世帯
- (4) その他市長が認める者

(申請手続)

第4条 ふれあい収集を受けようとする者は、豊田市ふれあい収集申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、本人の同意を基に申請者の居宅を訪問し、面会・必要な調査を行うものとする。

- 2 ふれあい収集対象者（以下「対象者」という。）は、清掃業務課内に組織するふれあい収集対象者認定審査会の審査結果を踏まえ、市長が決定する。
- 3 ふれあい収集対象者認定審査会は、前項の審査を行う場合には、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にするものとする。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により可否を決定したときは、豊田市ふれあい収集の実施に関する決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

2 申請者は前項の通知で対象となった場合には、貸与された原材料（ごみステーション）を管理し、破損した場合は速やかに市に報告するものとする。

（収集するごみ等の種別）

第7条 ふれあい収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。ただし、粗大ごみは収集しない。

- （1）燃やすごみ
- （2）埋めるごみ
- （3）金属ごみ
- （4）プラスチック製容器包装
- （5）資源（ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみ）

（ごみ等の収集方法）

第8条 ふれあい収集によるごみ等の収集方法は、次のとおりとする。

- （1）収集日は市の指定する日とする。
- （2）ごみステーションは、対象者の玄関の前等を原則とするが、支障のある場合は協議のうえごみステーションの位置を決定する。
- （3）燃やすごみ、埋めるごみ、金属ごみ、プラスチック製容器包装については、それぞれの品目ごとに豊田市指定ごみ袋に入れて出す。
- （4）ガラスびん、ペットボトル、飲料缶、有害ごみ、危険ごみについては、それぞれの品目ごとに透明な袋に入れてまとめて出す。

（現況調査）

第9条 市は、定期的に第3条に規定する要件を満たしているかなど現況について調査することができる。

（関係機関への情報提供）

第10条 市は、対象者から一定期間ごみ等が出されない場合は、関係機関に情報の提供を行うものとする。

（収集の一時停止）

第11条 対象者は、入院、旅行及びその他の理由で、ごみ等を2週間以上出さない場合は、あらかじめ電話等により市に連絡をするものとする。

（対象者報告義務）

第12条 対象者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又はふれあい収集の

必要がなくなったときは、直ちに電話等により市に連絡をしなければならない。

(収集の中止)

第13条 次の場合は、ふれあい収集を中止する。

- (1) 対象者から中止の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、前項第3号によりふれあい収集を中止するときは、豊田市ふれあい収集の中止に関する決定通知書(様式第3号)を対象者に送付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類		ふれあい収集対象者の要件
要介護認定者1号及び2号		要支援2又は要介護1以上
障 が い 者	身体障がい者	身体障がい者手帳の障がいの種類及び等級 1 肢体不自由1級・2級・3級 2 視覚障がい1級・2級・3級 3 その他 1級・2級・3級
	精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳 1級・2級
	知的障がい者	療育手帳 A判定・B判定
※ 同一敷地内又は隣接地で世帯分離を行っていても同居とみなす。		